

県立広島大学学長候補者の選考について（公示）

公立大学法人県立広島大学理事長選考会議議長（県立広島大学）

定款の一部変更に伴う県立広島大学の最初の学長の選考に関する規程施行細則（以下「施行細則」という。）第2条の規程に基づき、県立広島大学の学長の選考の実施について、次のとおり公示します。

1 学長選考の実施理由

現学長が、令和3年3月31日をもって任期満了となるため。

なお、公立大学法人県立広島大学定款の変更に伴い、令和3年4月1日から理事長・学長分離型に移行するため、理事長とは別に任命される学長（当該学長は副理事長となる。）を選考します。

2 選考機関

公立大学法人県立広島大学理事長選考会議

（注）公立大学法人県立広島大学定款の一部変更（令和2年10月23日認可）附則第5項に規定する経過措置により、当選考会議が、理事長・学長分離型移行後の最初の県立広島大学学長の選考を行う。

3 新学長の任期

令和3年4月1日から令和5年3月31日（2年間）

なお、当該任期の満了に伴う学長選考において、再任されることは可能であり、再任された場合の任期は2年とする。

4 選考の基準

定款の一部変更に伴う県立広島大学の最初の学長の選考に関する規程第3条の規程に基づき、人格が高潔で、学識が優れ、かつ大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営できる能力及び法人の経営管理能力を有する者のうちから選考する。

5 学長候補者の選考の対象となる者（以下「選考対象者」という。）の推薦

（1）選考対象者を推薦できる者

① 経営審議会又は教育研究審議会の委員（理事長選考会議の委員を除く。以下「審議会委員」という。）は、理事長選考会議に対し、選考対象者を推薦することができます。

② 公立大学法人県立広島大学職員就業規則第2条に規定する職員（理事長選考会議の委員である職員を除く。）は、15名以上の連署により、理事長選考会議に対し選考対象者を推薦することができます。なお、推薦者名簿への署名は、この公示の後、行うことができます。

（注）ここで「職員」とは、公立大学法人県立広島大学に勤務する常勤の教員及び事務職員をいいます。

（2）推薦に必要な書類

① （1）①の区分の審議会委員の場合は施行細則に定める別紙様式1の「推薦書」又は（1）②の区分の職員の場合は別紙様式2の1の「推薦書」及び別紙様式2の2の「推薦者名簿」

※ 別紙様式1及び別紙様式2の1については、公表されます。

② 施行細則に定める別紙様式3の「同意書」

（3）推薦受付の期間

令和2年11月30日（月）～令和2年12月11日（金）（土曜日及び日曜日を除く）

※ 受付時間 9：00～17：00

※ 郵送等により提出する場合は、令和2年12月11日（金）17：00必着

（4）書類の提出先

公立大学法人県立広島大学総務課

6 選考対象者として推薦された者（以下「被推薦者」という。）による書類の提出

（1）被推薦者が提出すべき書類

① 施行細則に定める別紙様式4の「所信表明書」

② 施行細則に定める別紙様式5の「履歴書」

※ ①, ②とも提出された書類については, 公表されます。

(2) 書類受付の期間

令和2年12月16日(水)～令和2年12月25日(金)

※ 受付時間 9:00～17:00

※ 郵送等により提出する場合は, 令和2年12月25日(金)17:00必着

(3) 書類の提出先

公立大学法人県立広島大学総務課

7 学長候補者の選考に係る意見の提出

審議会委員(選考対象者の推薦者となった者を除く。)は, 理事長選考会議の求めに応じて, 施行細則に定める別紙様式7「意見書」により, 意見を提出することができます。

8 学長候補者の選考

必要書類が提出された後, 理事長選考会議において書類による審査の後, 必要に応じ面接により審査し, 最終的に1人を学長候補者として選考します。

※ 面接記録については, 公表されます。

※ 面接出席のための旅費については, 支給します。

※ 公立大学法人県立広島大学理事長選考会議規程, 定款の一部変更に伴う県立広島大学の最初の学長の選考に関する規程, 定款の一部変更に伴う県立広島大学の最初の学長の任期に関する規程, 定款の一部変更に伴う県立広島大学の最初の学長の選考に関する規程施行細則を参照してください。